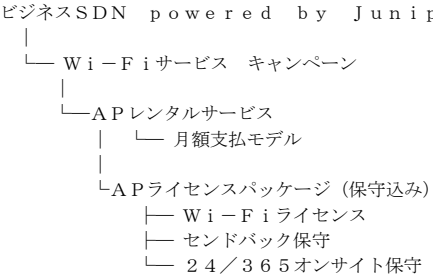


1. ネットワークサービスの提供
- 当社（以下「乙」という）は、ネットワークサービスの利用者（以下「甲」という）に対し、第4項記載のネットワークサービス（以下「本サービス」という）を提供します。
2. ネットワークサービスの概要
- 本サービスは、Juniper Networks, Inc.（以下「Juniper社」という）が提供する無線LANソリューションのMist（以下「Mist」という）を用いて、Juniper社の製品で構成される甲ネットワークの一元管理、品質可視化およびトラブルシュート簡易化を実現するネットワークサービスです。



3. ネットワークサービス提供の前提条件
- （1）本サービスの提供機能およびサービス内容は、乙が甲に別途提示するビジネスSDN powered by Juniperのサービス詳細説明書（以下「サービス詳細説明書」という）に定めるものとします。甲は、当該サービス詳細説明書の内容をあらかじめ確認するものとします。また、甲は、本サービスの実施期間中にサービス詳細説明書の内容が変更される場合があること、および、変更後のサービス詳細説明書の内容が提供機能およびサービス内容となることを了承するものとします。なお、本サービスの実施期間中にサービス詳細説明書の内容を変更する場合、乙は、変更内容の効力発生日の1か月前までに、乙所定の方法により、当該変更の内容と当該効力発生日を甲に通知するものとします。この場合、提供機能およびサービス内容の変更により甲における操作性に変更が生じたとしても、甲は、乙に対してなんら異議をとなえないものとします。

（2）甲は、乙が本サービスを提供する前提条件として、自己の責任と費用負担で、必要な環境（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク機器等を含み、以下、総称して「甲ネットワーク環境」という）を準備したうえで、乙が本サービスを提供するために用意するサービス環境（以下「乙サービス環境」という）と接続するものとします。また、甲は甲ネットワーク環境における本サービスで乙が提供するもの以外のネットワーク機器、および乙サービス環境に接続する際に必要となるWAN回線およびルーターを、準備するものとします。

（3）甲は、本サービスに関する甲の窓口として権限を有する管理者（以下「甲管理者」という）を1名以上選定し、乙所定の書面に必要事項を記載のうえ、乙に提出するものとします。なお、甲管理者から乙への電話、E-mailによりかかる料金等の通信費用は、甲の負担とします。

（4）甲は、本サービスを利用するにあたり、本サービスで使用するJuniper社の製品およびソフトウェア等について別途、Juniper社が指定する条件（https://www.juniper.net/documentation/en_US/release-independent/licenses/agreements/eula-generic-en.pdf）をいい、以下「Juniper利用条件」という）に同意し、これを遵守するものとします。

（5）甲は、以下に定める事項にあらかじめ同意するものとします。

a. 甲ネットワーク環境およびサービス詳細説明書で定義するMistのクラウド型コントローラ（以下「Juniper Mist Cloud」、または「Mist Cloud」という）について、乙は何ら保証をせず、一切の責任を負わないこと

b. 甲がJuniper利用条件に違反したこと、または、甲がJuniper社の知的財産を侵害したことに起因して、乙がJuniper社から責任追及される可能性があることを認識するとともに、当該違反や侵害に起因して乙に損害や費用が発生した場合にその損害や費用の一切を乙に賠償すること

c. 本サービスは、甲ネットワークに繋がるすべての事象を完全に可視化し、制御するものではないこと

（6）甲は、次の各号に定める条件に従って、乙サービス環境にアクセスし本サービスを利用するものとします。

a. 乙により許諾された権限の範囲であること

b. 自己のビジネスのために乙サービス環境にアクセスし本サービスを利用するものとし、第三者の利益のためや、その他の目的で乙サービス環境のいかなる部分にもアクセスせず、また、本サービスを利用、複製しないこと

c. 適宜本別表、およびサービス詳細説明書に定める、または、乙が公表もしくはE-mailを介して通知する、セキュリティ、アクセスおよびパスワードに関連するポリシーを含む、本サービスの運用条件、ポリシーおよび手順に従うこと

d. 適用される法律に従うこと

（7）別途書面により乙と明確に合意されない限り、甲は、いかなる第三者に対しても、本サービスの全部または一部を販売、再販売、リースまたは再許諾してはならないものとします。

（8）乙は、甲が本サービスを利用することにより乙サービス環境に保存されるデータ（以下「甲データ」という）について、本サービスを履行するために必要な範囲で使用できるものとします。また、乙は、法令により第三者への甲データの開示を強制された場合、当該強制にかかる範囲内で甲データを第三者に開示できるものとします。

（9）乙は、甲データについて、甲のデータであることが判別不可能な状態に加工したうえで、甲および甲以外の第三者に対する本サービスの提供のために使用することができるものとします。

（10）甲は、本サービスにより乙より貸与されるMistの機器（以下「レンタル機器」という）について以下条件に同意するものとします。

a. レンタル機器は全て貸与による提供となり、乙が資産を所有すること

b. Wi-Fiサービス キャンペーン APライセンスパッケージが終了する場合は、Wi-Fiサービス キャンペーン APレンタルサービスの月額支払モデルも同時に終了すること

c. Wi-Fiサービス キャンペーン APレンタルサービスの月額支払モデルが終了した場合、甲は、甲の費用負担にてレンタル機器を梱包のうえ、乙指定場所へ返却すること

d. 乙がレンタル機器を無償で交換するのは、当該レンタル機器の故障時の保守交換に限るものとし、当該レンタル機器が故障しているか否かの判断は、Juniper社により行われること

e. 乙がレンタル機器について負う責任は、第4項記載のセンドバック保守または24／365オンサイト保守の内容に限られるものとし、乙は、レンタル機器の故障等についてそれ以外の責任を負わないこと

f. レンタル機器がEnd of Sales（EOS）またはEnd of Life（EOL）を迎えた場合、乙は、レンタル機器について、第4項記載のセンドバック保守または24／365オンサイト保守を行う義務を負わず、その他一切の責任は負わないこと。なお、EOSまたはEOLの情報はサービス詳細説明書に記載されるものとします。
4. ネットワークサービスの内容
- （1）Wi-Fiサービス キャンペーン APレンタルサービス 月額支払モデル

乙は、甲に対し、サービス詳細説明書の記載に従い、以下のサービスを提供するものとします。

a. 初期サービス

乙は、乙所定の申請書を利用し甲から申請された情報に基づき所定の準備作業を実施します。また、乙は、甲が指定し申し込む以下いずれかの機器を甲に貸与するものとします。

機種名
AP32-WW

b. 月額サービス

乙は、甲へ次のア. およびイ. の内容を提供します。

ア. M i s tクラウド管理ポータルの提供

乙は、甲利用環境内のAPから、システム連携が可能なJ u n i p e r社が提供するM i s tクラウド管理ポータル（以下「M i s tポータル」という）への利用環境を用意します。

イ. I Dおよびパスワードの提供

乙は、甲管理者が甲利用環境にログインするためのI Dおよびパスワード（以下「管理者I D等」という）を発行し、甲管理者に通知します。

(2) W i - F iサービス キャンペーン APライセンスパッケージ

乙は、サービス詳細説明書の記載に従い、以下のa. に記載のライセンスサービスと、b. またはc. に記載の保守サービスを提供するものとします。なお、本サービスは第（1）号の契約がなされていることを前提とします。

a. W i - F iライセンス

乙は、J u n i p e r社が提供する「M i s t AP」で利用可能なサブスクリプションのうち「W i - F i A s s u r a n c e」（以下「W i - F i機能」という）の機能を提供します。

b. センドバック保守

乙は、サービス詳細説明書の記載に基づきレンタルAPの故障対応をするものとします。レンタルAPの故障の際は、甲からの申告に基づき交換用のレンタルAPを手配し甲所定の場所へ送付します。なお、乙は、甲が故障対応中に本サービスを利用できないことに対して一切の補償を行わないものとします。

c. 24／365オンサイト保守

乙は、サービス詳細説明書の記載に基づきレンタルAPの故障対応をするものとします。レンタルAPの故障の際は、甲からの申告に基づき保守要員を甲所定の場所に派遣しレンタルAPの交換対応をするものとします。ただし、レンタルAPの設置場所の都合上、保守要員にて取り付け不可の場合はこの限りではないものとします。

5. サービス提供時間帯

W i - F iサービス キャンペーン APライセンスパッケージ（以下、「ライセンスパッケージ」という）のサービス提供時間は、第8項に定める中断および停止事由に該当する場合を除き24時間365日とします。

6. 料金月

本サービスは毎月20日締めとし、前月21日から当月20日を料金月とします。

7. サービス実施期間

「ネットワークサービス利用規約」第7条の定めにかかわらず、ライセンスパッケージのサービス実施期間は、基本実施期間の満了をもって終了し、以降は継続延長しないものとします。また、甲は、ライセンスパッケージの基本実施期間満了の3か月前までに、契約更新有無の意思を乙に通知するものとします。甲は、基本実施期間満了後もライセンスパッケージの利用を希望する場合には、基本実施期間満了の3か月前までに、レンタル機器と同数分のライセンスパッケージの契約を締結するものとします。なお、為替変動の影響や世の中の情勢変化の影響を受けて契約更新時の契約金額が変更となる場合があるものとし、甲はこれを了承するものとします。

8. サービスの中断および停止

- (1) 乙は、計画的なメンテナンス（以下「計画メンテナンス」という）を実施するために、業務時間中を含む乙の指定する時間に、本サービスの提供を一時的に中断することができるものとし、甲はこれを了承するものとします。この場合、乙は、すみやかにE-m a i lにて、計画メンテナンスを実施する旨および停止日を甲管理者に通知します。ただし、緊急のやむを得ない場合、この限りではありません。
- (2) 乙は、本サービスの維持のため、または乙サービス環境への攻撃もしくは不正行為を含むセキュリティ・リスクの排除のために、本サービスを一時的に中断することができるものとします（以下「緊急メンテナンス」という）。甲が緊急メンテナンスの影響を受ける場合、乙は、緊急メンテナンスの実施後すみやかに、緊急メンテナンスを実施した旨を、甲管理者に通知します。ただし、緊急のやむを得ない場合、この限りではありません。
- (3) 乙は、次の場合には、本サービスの提供を中断もしくは停止することができるものとします。この場合、乙はあらかじめその旨を甲管理者に通知するものとします。ただし、緊急のやむを得ない場合は、この限りではありません。
 - a. 乙サービス環境その他本サービス用設備の保守上または工上でやむを得ないとき
 - b. 乙サービス環境その他本サービス用設備の全部または一部に障害、不具合、脆弱性、利用不能その他の事象が発生したことにより、本サービスを停止する必要があると乙が判断したとき
 - c. 乙が本サービスを提供するために必要となる電気通信回線、電気通信設備またはアクセス回線に対し、第三者が故意に当該機能を破壊する場合、または、当該機能に支障をきたす行為を行ったとき
 - d. 乙サービス環境その他本サービス用設備、およびスタートアップサービスの対象システムに対し、第三者が故意に当該機能を破壊した場合、または、当該機能に支障をきたす行為を行った場合
 - e. 天災地変、事故、騒乱、暴動等の不可抗力に起因して、本サービスの提供ができなくなったとき
 - f. 乙が供給を受けている電力、重油、水道、その他のエネルギーの供給が停止もしくは中断し、または供給量が不足したことにより本サービスの提供が不可能または困難となったとき
- (4) 第（3）号c. からf. に定める状態が一定期間以上継続し解消しない場合、または、解消する見込みがないと乙が判断した場合、甲および乙は、相手方に書面で通知することにより、相手方に対する損害賠償義務を負うことなく、本サービスの全部または一部を解除することができるものとします。
- (5) 乙は、次のいずれか一つにでも該当したとき、事前の通知なく、ただちに本サービスの全部または一部の提供を一時的に中断できるものとします。
 - a. 本サービスを利用するために甲および甲が本サービスの利用を許可する個人または法人（以下「利用者」という）、および本サービスの利用開始時に乙によって発行される甲を一意に特定する番号等（管理者I D等を含み、以下、総称して「契約番号」という）による本サービスへのアクセスにより本サービスまたは第三者にセキュリティ・リスクを生じさせるとき。当該利用が詐欺的であるとき、または、当該利用が乙または乙グループ会社に何らかの責任を生じさせるとき
 - b. 甲または契約番号を用いた第三者が、乙の利用ポリシーを遵守しないときおよび支払義務の不履行を含め本契約の条項および本別表の定め違反するとき
 - c. 甲が、通常業務を停止したとき、もしくは停止する見込みがあるとき。または、破産、清算、解散、その他同様の手続きにかかるとき（当該状況について乙が認める形で解消されるまで）上記事由が十分かつただちに解消されない場合、乙は書面による通知により、ただちに、一時的に中断されていた本サービスを終了し、本契約を解約できるものとします。なお、本サービスの一時中断期間中も、本契約が解約されるまでの間、甲は本規約に定める条件に従い、本サービスに関する課金は継続するものとします。
- (6) 乙は、本項に起因して甲に生じた損害についてはいかなる法律上の義務も負わないものとします。
- (7) 甲は、サービス詳細説明書に定められた甲の実施すべき事項に対応するものとし、甲が当該対応を実施しない場合、乙は、何ら責任を負うことなく本サービスの提供を停止または中断できるものとし、また、本サービスの契約金額を増額して甲に請求できるものとします。

9. サービスに関する問い合わせ

- (1) 乙は、本サービスの実施期間中、甲からの本サービスにおける乙サービス環境の障害に関する問い合わせを、甲管理者のみを窓口として、以下に示す時間帯でE-m a i lまたは電話で受け付け、回答するものとします。
 - a. 乙サービス環境の障害に関する問い合わせ
E-m a i lおよび電話による問い合わせの受付時間帯は24時間365日とします。
- (2) 乙は、本別表に定める以外の本サービスに関する問い合わせ対応を行う義務を負わないものとします。また、乙は、甲が別途導入したサービスおよびソフトウェア、本サービスと組み合わせて使用されるソフトウェア、または乙サービス環境の内部構造に関する質問について、回答する義務を負わないものとします。甲は、自己のアプリケーションならびに利用者が使用するソフトウェア、A P I、情報処理装置、情報記録装置等に関する技術サポートについて、自らの責任においてこれを実施するものとします。

10. 甲の中途解約

甲は、本サービスの実施期間満了前に本サービスの全部または一部を中途解約する場合、中途解約日までに、中途解約料金として、月額払利用料金に当該中途解約日の属する実施期間の残存月数を乗じた金額に相当する金額を乙に支払うものとします。なお、甲は、中途解約を希望する場合、中途解約日を当該中途解約日の1か月前までに、書面をもって乙に通知するものとします。

11. 甲の協力義務等

甲は本サービスの実施期間中、自らの責任と費用負担により、次の各号の事項を実施するものとします。

- (1) 甲は、本サービスを利用するためのID、パスワードまたはメールアドレス等（契約番号および管理者ID等を含み、以下「ID等」という）が乙より発行される場合、その使用および管理について責任を負うものとします。ID等が第三者に使用されたことにより甲に生じた損害については、乙はなんら責任を負わないものとします。また、甲のID等を使用することにより発生した利用料金については、甲の帰責事由の有無にかかわらず、すべて甲の負担とします。
- (2) 甲は、本サービスの利用に支障をきたさないよう、甲ネットワーク環境の保守を甲の責任と費用負担にて行い、当該甲ネットワーク環境を維持するものとします。
- (3) 本サービスでは、サービスが甲および乙両者の共同作業のもとに実施されるものであることを認識し、相互にサービス詳細説明書で定める役割分担に従い、それぞれの分担作業を誠実に実施するとともに、相手方の分担作業の実施に際しても誠意をもって協力するものとします。

12. 国内外への再委託

乙は、本契約に基づき受託した本サービスの全部または一部の作業を、乙の責任において国内外の第三者に再委託できるものとします。

13. 本サービスに対する乙の責任

- (1) 本サービスの利用不能、その他本サービスに関して乙が甲に対して負う損害賠償責任は、「ネットワークサービス利用規約」第19条の定めが全てであり、乙は「ネットワークサービス利用規約」第19条に定める責任のほかは何ら責任を負わないものとします。
- (2) 本サービスの利用不能、不具合、その他乙による債務不履行があったとしても、既に発生した甲の支払義務が免除または軽減されることはなく、甲は本サービスの利用不能、不具合、その他乙による債務不履行が生じたことを理由として弁済を拒否または留保等してはならないものとします。

14. 免責事項

本サービスに関し、以下の各号の事由は乙の責に帰すべからざる事由（ただし、これに限られない）であり、乙は当該事由に起因して甲に生じた損害についてはいかなる法律上の義務も負わないものとします。

- (1) 甲がネットワークサービス利用規約、本別表、サービス詳細説明書に定める義務を遵守しないことに起因して障害、不具合、利用不能となった場合
- (2) 甲が第3項の条件を満たさないことに起因して本サービスの提供ができない場合、または乙が第8項の条件により本サービスの中断または停止を行った場合
- (3) 甲が保有するシステム、ソフトウェア、設備、ドキュメント、データ（以下「甲提供物」という）のトラブルおよび、甲提供物に起因するトラブルが生じた場合
- (4) 「ネットワークサービス利用規約」第26条に定める本サービスの提供の中断を行った場合
- (5) Mistのクラウド型コントローラに起因するトラブルが生じた場合
- (6) Juniper社クラウドサービス環境が、人工知能または機械学習等の手法を用いて提示したネットワークトラブル原因の推論情報が、実際のトラブル原因と不一致であった場合

15. 不可抗力

甲および乙は、本契約に基づく金銭債務以外の義務の履行遅延または履行不能につき、当該遅延または不履行が自己の合理的な支配の及ばない原因によるものである場合には、損害賠償責任その他何ら責任を負わないものとします。当該原因には、第三者による攻撃および違法行為、または自然災害、戦争、暴動、紛争、テロ行為、労働争議その他の産業騒乱、封鎖、通商停止、政府の行為もしくは命令、停電、火災、その他ネットワーク、装置またはソフトウェアの故障または誤作動、パンデミックもしくはエビデミック、アウトブレイクを含むものとします。

16. 乙による解除

乙は、次のいずれか一つにでも該当したとき、甲に通知することにより、損害賠償責任その他何ら責任を負うことなく、ただちに本サービス契約の全部または一部を解除できるものとします。

- (1) Juniper社の製品およびサービスにかかるJuniper社と乙との契約が終了したとき
- (2) 本サービスを提供するために使用しているサービス、ソフトウェアもしくはその他技術を提供している第三者と乙の関係が理由の如何を問わず終了したとき、または、本サービスの一部として当該サービス、当該ソフトウェアもしくはその他技術の提供方法を変更する必要があるとき
- (3) 甲もしくは利用者による本サービスの利用、または甲もしくは利用者に対して本サービスを提供することが、法規制上の理由から、実行できないと乙が判断したとき

17. 安全保障輸出管理

ネットワークサービス利用規約第24条の定めに加え、甲は、本サービスの利用について適用されるすべての技術管理または輸出関連の法律および規制を遵守する責任があるものとします。甲は、米国の輸出管理法、規則および関連命令等を含め、適用される法律または規則に違反して、本サービスへのアクセスまたはその利用に関連して乙から入手する技術データおよび当該データが組み込まれたソフトウェア等の製品を、輸出の時点で政府または政府機関が輸出許可またはその他の政府承認を要求する国に対して、当該許可または承認を取得せずに輸出してはならないものとします。

18. サービス終了時のデータの取り扱い

乙は、本サービスの終了時に、乙サービス環境内の甲利用環境に登録された甲データを消去するものとします。甲は、当該データが必要な場合、本サービスの実施期間中に、サービス詳細説明書に従い、当該甲データをダウンロードしておくものとします。

19. データの再利用

乙は、甲データから甲の従業員の氏名、住所、電話番号等を削除またはランダムな番号に置き換える等の方法で秘匿化しうえて、抽出、集計、分析した加工情報を、以下の目的に限り、甲の承諾ならびに対価の支払なしに乙の判断で自由に利用できるものとします。なお、当該加工情報を下記以外の用途に利用する場合には、提供先と用途を明示した上で、別途、甲の同意を得るものとします。

- (1) 本サービスの機能改善や分析精度の向上のため
- (2) 将来乙が提供する本サービス以外のネットワークサービスの品質向上のため

20. 知的財産権の帰属

- (1) 本サービスに関して提供されるソフトウェアおよびコンテンツ等にかかる知的財産権は、乙または第三者（以下「ライセンサー」という）に帰属するものとします。甲は当該ソフトウェアおよびコンテンツ等の企業秘密または基礎的ノウハウ等を明らかにする目的のために、ダウンロード、模写、複製、改造、他に適合させること、修正、強化、翻訳、二次創作物の作成、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル、翻案、公衆送信（送信可能性を含む）、その他非公開の内部構造を解析する行為を行ってはならないものとします。
- (2) 本サービスの一部において、甲は本サービスにおいて利用することができるとするライセンサーのソフトウェアを、当該ライセンサーの許諾のもと提供されることがあるものとします。甲は本サービスにより提供されるライセンサーのソフトウェアエージェントおよびオープンソースソフトウェアを含む）を使用するにあたり、乙が提示するライセンス条項に同意するとともに、これを遵守するものとします。なお、ライセンサーが当該ソフトウェアについて負う責任の範囲は、当該ライセンス条項に定める範囲に限られるものとします。サービス詳細説明書等において、本サービスの利用方法および本サービス上で動作するもしくは本サービスを利用するウェブもしくはアプリケーションの構築方法に適用される方針、規則または制約が規定されることがあり、甲および利用者はそれらを遵守しなければならないものとします。
- (3) 乙はライセンサーによるソフトウェア・ライセンスまたは当該ソフトウェアのサポートの満了または終了等により、当該ソフトウェアの提供を終了することができるものとします。このとき、乙は甲に対して、その旨を事前に通知するものとし、甲は当該ソフトウェアの提供終了期日までに当該ソフトウェアの利用を停止し、技術的に可能である場合には当該ソフトウェアを削除するものとします。なお、当該提供終了期日後も甲において停止および削除が実施されなかった場合、乙は当該ソフトウェアが格納された甲設備からのアクセスを乙の裁量でアクセス制限することができるものとします。
- (4) 甲は本サービスを利用するために必要な範囲で、乙が甲に提供した著作権が乙に帰属するドキュメントの全部または一部を複製することができるものとします。ただし、乙が秘密である旨を表示したものを除きます。
- (5) 甲は本サービスに関して提供されるソフトウェアおよびコンテンツ等を、本サービスと類似の製品やサービスの開発、出力事業の操業等に利用する

- こと、本別表およびサービス詳細説明書に記載の無い用法、法律に違反する使い方で使用しないこととします。
- (6) 甲は、J u n i p e r 社の製品およびドキュメントの識別、著作権、所有権、知的所有権に関する表示その他の標章を除去、修正、または隠さないものとします。
- (7) 本サービスにおける乙貸与物の著作権は、甲が乙に提供した資料等に該当する部分を除き、乙または乙のライセンサーに帰属するものとします。甲は、乙貸与物を、本サービスを利用するために必要な範囲で利用できるものとします。ただし、サービスディスクリプションに別途定めがある場合は、サービスディスクリプションが優先されるものとします。

21. 情報セキュリティ

- (1) 乙は乙サービス環境に対して、乙所定の情報セキュリティ防護措置を講じるものとします。本サービスおよび甲データの情報セキュリティに関する乙の責任は当該情報セキュリティ防護措置を維持することに限られるものとします。乙サービス環境内における甲のデータを保存および処理するために使用される乙の設備は、乙が自己の同種の情報を処理および保存する設備同様の合理的なセキュリティ基準に準拠するものとします。乙は情報セキュリティに関する問題が発生しないことを保証するものではありません。なお、政府の規制の変化、その他の理由により、乙は甲に対して甲設備に関するセキュリティ上の措置を要求することがあり、甲はこれに応じるものとします。
- (2) 甲は乙サービス環境において動作するハードウェアまたはソフトウェアに、既知または未知のセキュリティ脆弱性が存在する可能性があることを了解するものとします。甲が乙サービス環境に第三者による攻撃または不正行為があったと疑いを持った場合、甲は直ちに乙に対して通知すると共に、当該攻撃または不正行為への対策に必要な範囲で、乙に協力するものとします。乙は脆弱性が乙サービス環境において生じる場合、当該脆弱性を回復するための合理的な努力を行うものとします。
- (3) 乙は甲による本サービスの利用の過程で生じた甲データの滅失、毀損、紛失、漏えい等に関して、その発生原因を問わず、甲が被った損害について何ら責任を負わないものとします。

22. 通知

- (1) 本サービス 契約に基づく乙から甲に対するすべての通知は、書面またはE-m a i l による送信により、サービス申請書または他の書面で指定された宛先に送付されるものとします。
- (2) 乙から甲に対するEma i l による通知は、別途当該E-m a i l に特別な定めが記載されない限り、乙から甲に送信された時点で、甲に通知されたものとみなします。

23. 委託先との情報共有

乙および乙の委託先は、どの地域で活動しようとも、本契約の履行に関連して、甲の従業員その他の関係者の業務連絡先の情報を処理し、保持することができるものとします。

24. 個人情報保護

- 本サービスの申請書に記載された甲の個人情報の取扱いについては、以下となります。
- (1) 乙は、本サービス提供の目的（本サービスの開通、運用、通知等）のみで利用するものとします。
- (2) 甲は、J u n i p e r 社が、適用されるプライバシーまたはデータ保護に関するプライバシーポリシー（<https://www.juniper.net/jp/ja/privacy-policy.html> またはJ u n i p e r 社が提供するその継承URLに掲示されるもの）に定める条件に従い、甲による本サービスの利用に関するデータにアクセスし、当該データを処理および使用することを承諾するものとします。
- また、中国でのデータの取り扱いにはJ u n i p e r 社が定める中国のプライバシー通知（<https://www.juniper.net/jp/ja/privacy-policy/china-privacy-notice.html> またはJ u n i p e r 社が提供するその継承URLに掲示されるもの）に定める条件に従い、甲による本サービスの利用に関するデータにアクセスし、当該データを処理および使用することを承諾するものとします。

25. 留意事項

- (1) 本サービスの実施期間において、利用停止等（第8項に定めるサービスの中断および停止に定める各事項に該当した場合を含むがこれに限られない）により甲が本サービスを利用できない状態が生じた場合の契約金額の支払は、当該利用停止等が、乙の故意または重大な過失に基づくものでない限り、甲が引き続きその義務を負うものとします。
- (2) 甲は契約金額の支払を不当に免れた場合は、その免れた額の他、その免れた額の2倍に相当する額に消費税等相当額を加算した額を割増金として、乙が別に指定する期日までに支払うものとします。
- (3) ネットワークサービス利用規約の定めに関わらず、甲は契約金額について支払い期日を経過してもなお支払が無い場合には、支払い期日の翌日から支払の前日までの日数について、月1. 5%の割合または法令により認められる上限の割合のいずれか低い方の割合で計算して得た額を遅延損害金として、乙が指定する期日までに支払うものとします。
- (4) 甲が本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合または、第三者からクレーム等の請求がなされた場合、甲は、自己の責任でこれを解決し、乙にいかなる責任も負担させないものとします。
- (5) 乙は甲の本サービスの利用履歴等の情報から、個人を特定できない形式による数字、統計データ等を作成し、当該統計データ等につき何らの制限無く、市場調査等に利用できるものとします。
- (6) 甲における管理者ID等の管理は以下のとおりとします。
- a. 甲管理者は管理者ID等を善良な管理者の注意を以て適切に管理し、これらが第三者に漏洩しないように厳重に保持する義務が有ります。当該管理者ID等を第三者に利用、貸与、譲渡、売買、貸入、公開等を行うことは出来ません。なお、甲管理者は、管理者の範囲内で他管理者を設定（追加）する行為については前項の例にはあたりません。
- b. 甲管理者が管理者ID等を紛失した場合、再発行が不可能になる場合が有ります。
- c. 甲管理者における管理者ID等の管理不十分による情報の漏洩、使用上の過誤、保管不全、第三者の使用および不正アクセス等による損害の責任は甲が負うものとし、乙は一切の責任を負いません。また、甲が不正使用やセキュリティ上の侵害を発見した場合には、直ちに乙に通知する必要があります。
- d. 甲は、コンピュータシステムにおけるウィルス、ワーム、トロイの木馬、その他の有害かつ破壊的なコンテンツから管理者自身と管理者のコンピュータシステムを保護するために、必要に応じて予防策をとる責任があります。乙は管理者が何らかの方法で取得した外部コンテンツに起因する損害に対しては如何なる責任も負うものではありません。
- (7) 甲は、本サービスの利用に関する規定を甲管理者に対して周知させ、適正なる利用を維持させるものとします。
- (8) 甲は、乙から本別表の遵守状況について報告を求められた場合、これに応じるとともに、乙が指定する資料を乙に提示するものとします。なお、乙は、甲に報告内容または提示資料に疑義があると判断したときは、甲の事業所等に立ち入り、本別表に定める義務の遵守状況を確認することができるものとし、甲はこれに異議なく応じるものとします。

26. 品目一覧

品目	型名	支払種別	単位	備考
J u n i p e r M i s t W i - F i キャンペーン レンタルAP32 月 額支払モデル 5Y	NS34J58G	従量料金制（月額払）	式	
J u n i p e r M i s t W i - F i キャンペーン AP32 W i - F i ライセンス+S保守セット 5Y 利用料	NS34J59G	従量料金制（月額払）	式	
J u n i p e r M i s t W i - F i キャンペーン AP32 W i - F i ライセンス+O保守セット 5Y 利用料	NS34J60G	従量料金制（月額払）	式	

[変更内容]

（2023年5月31日）本別表を適用します。